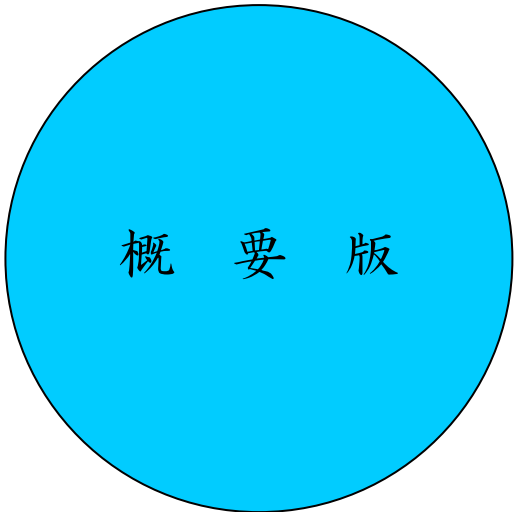


「夢のまち宍粟」の実現に向けて

第1次宍粟市少子化対策推進総合計画

(宍粟市次世代育成支援行動計画)



概 要 版

兵庫県宍粟市

I 総合計画の概要

1. 計画策定の背景

(1) 少子化の要因と背景



わが国は、世界の中でも最も少子化が進んでいる国の一つとなっています。合計特殊出生率は過去30年間、ほぼ一貫して下がり続け、この流れが変わる気配はみえていません。少子化の要因は、未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、近年では結婚した夫婦の出生力そのものも低下しており、このままでは出生率の低下は更に進むことが予想されます。

こうしたことの背景に、核家族化や都市化による家庭の養育力の低下、かつては親族や近隣から得られていた支援や知恵が得られにくいという育児の孤立、育児の負担感が大きいこと、家庭生活との両立が困難な職場の在り方、結婚や家族に関する意識の変化等の問題が指摘されています。

こうした少子化の急速な進行は、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらします。経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下など、私たちが直面する深刻な問題の多くは、少子化の結果としての人口構造の歪みに起因していると言っても過言ではありません。さらに少子化が進むことによって、同年代の仲間と切磋琢磨して健やかに育つ環境や乳幼児とふれあって育つ環境までも子どもたちから奪われつつあります。子どもにとって健全に育ちにくい社会となることで、自立した責任感のある社会人になることが難しくなっていると懸念されています。

しかし、こうした現実に対する危機感が社会で十分に共有されてきたとはいえません。

次代を託す新たな生命が育ちにくくなっており、虐待なども起きている現状を社会全体の問題として真摯に受け止め、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み育てることに喜びと安心を感じることができる社会へ転換することが喫緊の課題となっています。

このため、子どもや子育て家庭を、世代を超え、行政や企業、地域社会も含め、国民すべてが支援する新たな支え合いと連帯をつくり上げることが求められています。また、子どもたちの健やかな育ちや自立を促し、さらには親自身の育ちを支援し、子育て・親育て支援社会をつくることが最優先課題として求められています。

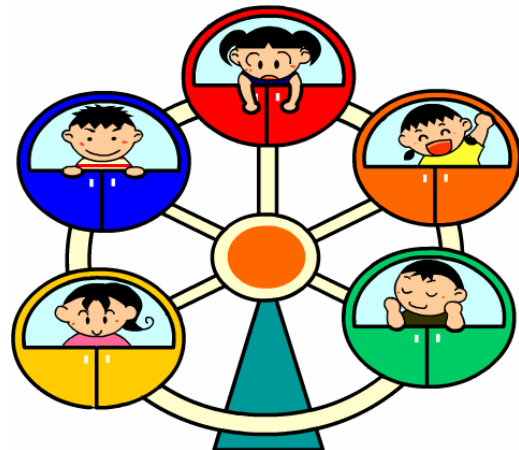


(2) 少子化への対応

国では、平成11年12月に「少子化対策推進基本方針」を策定し、様々な環境整備を進め、家庭や子育てに夢や希望を持てる社会を築くための基本方針をまとめました。基本方針では、平成6年12月に策定されたエンゼルプランを見直し、「新エンゼルプラン」として平成16年度までの整備目標が示されました。

しかし、これまでの少子化対策は、子育てと仕事の両立を支援する各種の保育施策等を中心としており、もう一段上の施策の充実を図る観点から、平成14年9月、「少子化対策プラスワン」を取りまとめました。この「少子化対策プラスワン」を踏まえて、平成15年7月、「次世代育成支援対策推進法」が定められました。

次世代育成支援対策推進法では、すべての市町村において、行動計画の策定が義務づけられています。行動計画の策定にあたっては、これまでの施策の実施状況を見直し、子ども、家庭、地域が一体となって、次代を担う子どもの育成支援が求められています。



2. 計画策定の趣旨

次世代育成支援対策推進法の制定を受け、平成16年度、合併前の山崎町、一宮町、波賀町、千種町において、次世代育成支援行動計画を策定していましたが、平成17年4月1日、「宍粟市」の発足に伴い、旧4町ごとに策定した次世代育成支援行動計画を踏まえ、未来に夢と希望がもてる宍粟市の実現を目指すため、新たに「第1次宍粟市少子化対策推進総合計画」を策定するものです。

3. 計画の性格

この計画は、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、すべての子育て家庭を対象として、宍粟市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。



4. 計画の期間

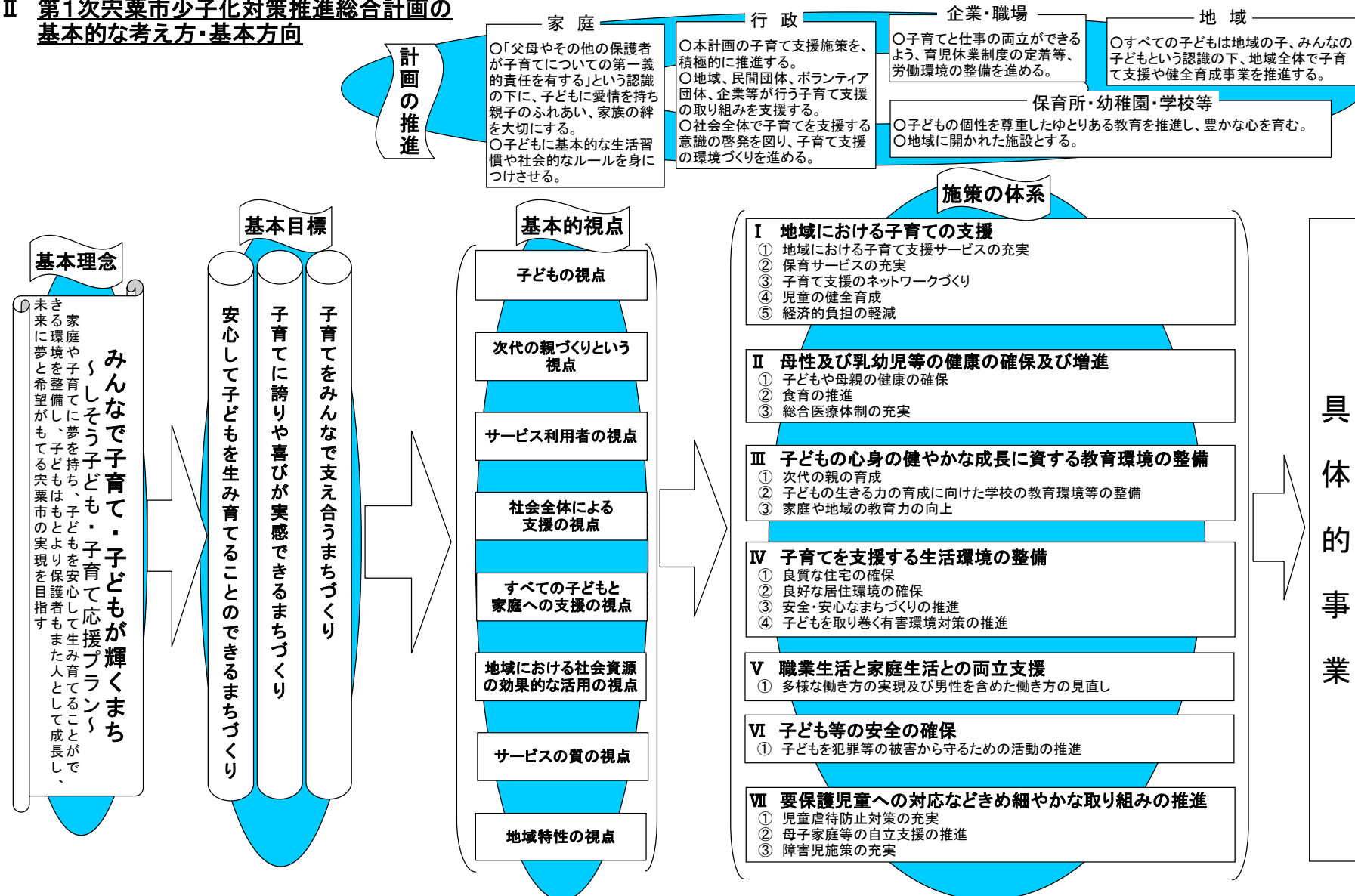
この計画の期間は、平成17年度から平成21年度までとします。

なお、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、平成17年度から平成21年度までを前期計画とし、前期計画に関する必要な見直しを平成21年度に行った上で、平成22年度から平成26年度までの5年間を後期計画として策定します。

また、5年間の計画期間中であっても、新市発足後における事務事業の調整や国県における次世代育成支援対策の展開等、様々な状況の変化により見直しの必要が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うこととします。

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
期間										
					見直し					

Ⅱ 第1次宍粟市少子化対策推進総合計画の基本的な考え方・基本方向



Ⅲ 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

子どもは「未来の夢」、「次代の希望」であり、その育成は、子どもを持つ家庭のみならず、すべての市民にとっての喜びでもあります。

この計画は、家庭や子育てに夢を持ち、子どもを安心して生み育てることができる環境を整備し、子どもはもとより保護者もまた人として成長し、未来に夢と希望がもてる宍粟市の実現を目指そうとするものです。

そこで、第1次宍粟市少子化対策推進総合計画を進めるにあたって、基本理念を次のように決めました。

みんなで子育て・子どもが輝くまち

～ しそう子ども・子育て応援プラン ～



2. 計画の基本目標

基本理念を実現するため、次の3項目を基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

安心して子どもを生み育てることのできるまちづくり

子育てに誇りや喜びが実感できるまちづくり

子育てをみんなで支え合うまちづくり

3. 計画の基本的視点

基本理念を実現するため、次の視点を行動計画の基本的視点とします。

1) 子どもの視点

子育て支援サービス等により多くの影響を受けるのは子ども自身であるという認識に立って、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があり、特に、子育ては両親が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みを進めます。



2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの意識の下で、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視点に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

3) サービス利用者の視点

少子高齢化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、保護者の就業環境等の特性を踏まえることも必要であり、多様な個別ニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを進めます。



4) 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めます。

5) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から取り組みを進めます。

6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行うボランティア団体、子育てサークルをはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会等が活動するとともに、高齢者、障害者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、こうした様々な社会資源を十分かつ効果的な活用を進めます。



7) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス提供量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めます。

8) 地域特性の視点

本市の地域特性を踏まえ、利用者のニーズ及び必要とされる支援策を検討したうえで、主体的な取り組みを進めます。

4. 施策の体系

基本理念を実現するため、次の7つの施策を掲げ、計画的に事業を進めていきます。

施策の体系

1 地域における子育ての支援

- 1 地域における子育て支援サービスの充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 子育て支援のネットワークづくり
- 4 児童の健全育成
- 5 経済的負担の軽減

2 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

- 1 子どもや母親の健康の確保
- 2 食育の推進
- 3 総合医療体制の充実

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 1 次代の親の育成
- 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上

4 子育てを支援する生活環境の整備

- 1 良質な住宅の確保
- 2 良好な居住環境の確保
- 3 安全・安心なまちづくりの推進
- 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

5 職業生活と家庭生活との両立支援

- 1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

6 子ども等の安全の確保

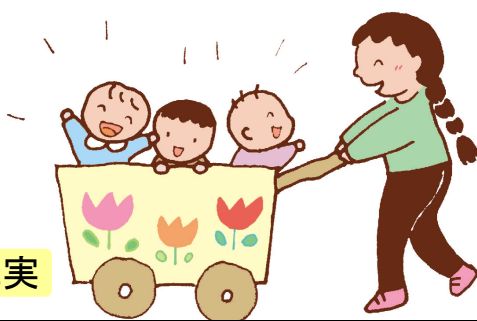
- 1 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

7 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 母子家庭等の自立支援の推進
- 3 障害児施策の充実

Ⅳ 施策と事業

(1) 地域における子育ての支援



① 地域における子育て支援サービスの充実

■ 施策の具体的推進

- (ア) 居宅において児童の養育を支援する事業を推進する。
- (イ) 保育所等において児童の養育を支援する事業を推進する。
- (ウ) 保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業を推進する。

■ 主要事業

- 【1】 つどいの広場事業
- 【2】 子育て支援センター事業
- 【3】 ファミリーサポートセンター事業
- 【4】 放課後児童健全育成事業
- 【5】 預かり保育
- 【6】 まちの子育てひろば事業
- 【7】 地域子育て支援センター事業

② 保育サービスの充実

■ 施策の具体的推進

多様化する保育需要に応じて、広く住民が利用しやすい保育サービスの提供の取り組みを進める。

■ 主要事業

- 【1】 通常保育事業
- 【2】 延長保育事業
- 【3】 乳児保育事業
- 【4】 障害児保育事業
- 【5】 一時保育事業
- 【6】 地域活動促進事業
- 【7】 就学前の児童に対する教育と保育の在り方検討会(仮称)の設置

③子育て支援のネットワークづくり

■施策の具体的推進

各種の子育て支援サービスが利用者に十分周知されるよう、情報提供の取り組みを進めるとともに、サービスの質の向上を図るため、子育てネットワークの形成を促進する。

■主要事業

- 【1】 子育て支援のネットワークづくり
- 【2】 子育てガイドブック等の作成配布
- 【3】 ホームページでの情報提供



④児童の健全育成

■施策の具体的推進

地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの取り組みを進める。

■主要事業

- 【1】 子どもの居場所づくり事業
- 【2】 スポーツクラブ21
- 【3】 子ども会活動事業
- 【4】 青少年スポーツ団体活動事業
- 【5】 民生委員・児童委員、主任児童委員活動事業
- 【6】 青少年健全育成大会
- 【7】 青少年育成センター運営事業



⑤経済的負担の軽減

■施策の具体的推進

子育て中の保護者に経済的支援を行います。

■主要事業

- 【1】 児童手当
- 【2】 児童扶養手当
- 【3】 保育所保育料負担軽減
- 【4】 通園通学費保護者負担軽減
- 【5】 乳幼児医療助成
- 【6】 母子家庭等医療助成

(2)母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

①子どもや母親の健康の確保

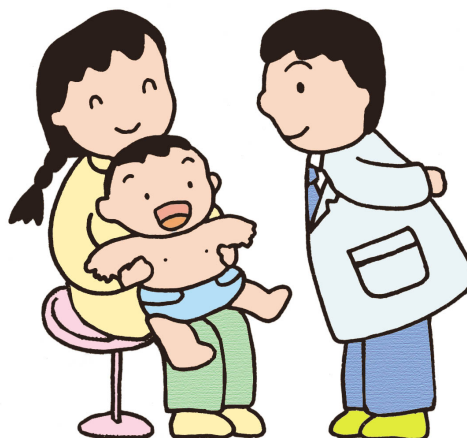
■施策の具体的推進

乳幼児健康診査、新生児訪問、母親(両親)教室等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の取り組みを進める。

また、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等の取り組みを進める。

■主要事業

- 【1】 乳幼児健康診査(4か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診)
- 【2】 新生児訪問
- 【3】 母子健康相談
- 【4】 健康教室
- 【5】 母親(両親)教室
- 【6】 予防接種
- 【7】 幼児の虫歯保有率の減少
- 【8】 幼児の肥満率の減少



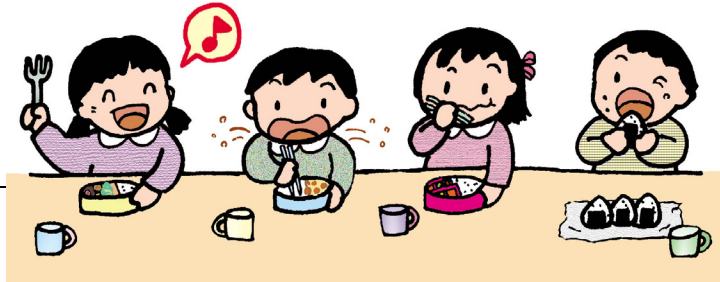
②食育の推進

■施策の具体的推進

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と体の健康問題が子どもたちに生じていることから、乳幼児期からの正しい食事の取り方や望ましい食習慣の定着を図るための学習機会や情報提供の取り組みを進める。

■主要事業

- 【1】母子栄養管理の推進
- 【2】給食だよりによる啓発
- 【3】地元食材の活用推進



③総合医療体制の充実

■施策の具体的推進

小児医療体制は、安心して子どもを生み健やかに育てる基盤となるものであることから、周産期・小児など総合的な医療の充実確保に向けた取り組みを進める。

■主要事業

- 【1】総合的な医療の充実確保に向けた取り組み

(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

①次代の親の育成

■施策の具体的推進

男女が協力して家庭を築くこと、男女が協力して子どもを生み育てることの意義についての教育を進める。

また、子どもを生み育てることの理解を進めるため、保育所・幼稚園等において中高生が乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを進める。

■主要事業

- 【1】男女共同参画意識の啓発
- 【2】ふれあい体験学習
- 【3】若者の出会いの場づくり



②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

■施策の具体的推進

子どもが個性豊かに生きる力を身につけることができるよう、確かな学力の向上や豊かな心の育成に取り組む。

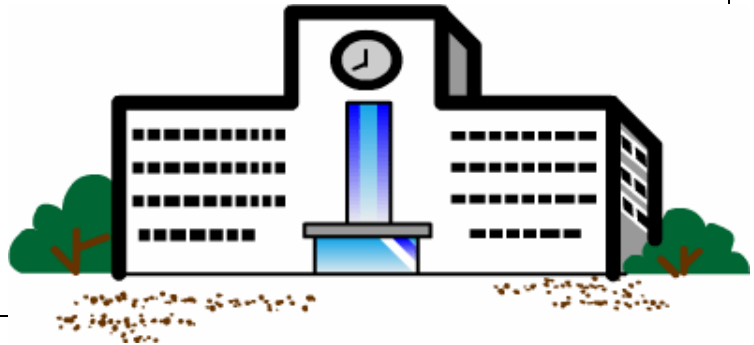
■主要事業

【1】体験学習の推進

- ・トライやるウィーク
- ・自然学校
- ・農業体験
- ・ふれあい体験

【2】道徳教育の推進

【3】ボランティア活動の推進



③家庭や地域の教育力の向上

■施策の具体的推進

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に子どもの多様な体験活動の機会の提供に向けた取り組みを進める。

■主要事業

【1】家庭教育に関する学習機会の充実

【2】地域の教育資源の活用

- ・地域ふれあい事業
- ・世代間交流事業
- ・農業体験事業
- ・ふれあい体験学習事業

④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

■施策の具体的推進

書店、コンビニ等で、性や暴力等の有害情報について、青少年育成センター、PTA、関係団体等と連携協力して、子どもへの指導や店主等に協力依頼の取り組みを進める。

■主要事業

【1】 青少年育成センター、PTA、関係団体等による巡回指導

(4)子育てを支援する生活環境の整備

①良質な住宅の確保

■施策の具体的推進

子育て世代のための良質な住宅の確保のための取り組みを進める。

■主要事業

【1】 公営住宅の改善

【2】 民間活力の推進

②良好な居住環境の確保

■施策の具体的推進

子育て家庭がゆとりをもって子育てができる居住環境整備の取り組みを進める。

■主要事業

【1】 豊かな自然、歴史、文化環境の活用と保全

【2】 公園の整備



③安全・安心なまちづくりの推進

■施策の具体的推進

妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公共施設等の段差解消などのバリアフリー化の取り組みを進める。

また、子どもを交通事故から守る取り組みを進めます。

■主要事業

- 【1】 歩行空間のバリアフリー化
- 【2】 公共施設のバリアフリー化
- 【3】 交通安全教育の推進



(5)職業生活と家庭生活との両立支援

①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

■施策の具体的推進

働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消することが必要であり、このため、労働者、事業主等の意識改革を進めるための広報・啓発、情報提供等、国県との連携を図りながら取り組みを進める。

■主要事業

- 【1】 男女共同参画意識の啓発
- 【2】 育児介護休業法等の広報活動

(6) 子ども等の安全の確保

① 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

■施策の具体的推進

子どもが犯罪被害に遭わない環境整備の取り組みを進める。

■主要事業

【1】地域防犯活動の推進

- ・見守り活動
- ・防犯パトロール活動
- ・「子ども110番の家」の設置



(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

① 児童虐待防止対策の充実

■施策の具体的推進

児童虐待防止については、早期発見・早期対応が不可欠であり、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、児童相談所、警察署等との連携・協力体制の取り組みを進める。

■主要事業

【1】家庭児童相談事業

【2】要保護児童対策地域協議会の設置

② 母子家庭等の自立支援の推進

■施策の具体的推進

母子家庭等の児童の健全育成を図るため、きめ細やかな福祉サービスの展開と自立・就業支援、経済的支援等の取り組みを進める。

■主要事業

【1】母子自立支援相談事業

【2】母子家庭自立支援給付事業

【3】母子福祉資金等貸付事業

③障害児施策の充実

■施策の具体的推進

障害児の健全な発達を支援し、地域で安心して生活ができるように取り組むを進める。

■ 主要事業

- 【1】 障害児自立支援
- 【2】 療育相談
- 【3】 小・中学校における支援対策

